

富山県農林水産総合技術センター競争的研究費等に関する取扱規程

平成 20 年 4 月 1 日制定
平成 26 年 10 月 2 日改正
令和 4 年 1 月 19 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、富山県農林水産総合技術センター（以下「センター」という。）における競争的研究費等の取扱いに関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「競争的研究費等」とは、次の各号に掲げる研究費をいう。

- (1) センター又はセンターに所属する研究者が研究テーマを設定して申請し、国又は国が所管する独立行政法人、財団法人等（以下「国等研究費配分機関」という。）の審査を経て交付される研究費
 - (2) 国等研究費配分機関が特定の研究課題を示して公募する事業において、採択を受けた研究者又はそのグループの所属機関と研究費配分機関との間で委託契約が結ばれる研究費（再委託契約によるものも含む。）
- 2 この規程において、「研究所」とは、富山県農林水産総合技術センター条例（平成 19 年 12 月 21 日、富山県条例第 73 号）第 2 条第 2 項に規定する、農業研究所、園芸研究所、畜産研究所、食品研究所、森林研究所、木材研究所及び水産研究所をいう。
- 3 この規程において、「所長会」とは、富山県農林水産総合技術センター所長会及び企画調整会議運営規程（平成 20 年 4 月 1 日制定）第 2 条第 1 項に規定する組織をいう。
- 4 この規程において「コンプライアンス」とは、自身を取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う研究倫理及び責任を理解し、実践することをいう。

(責任と権限)

第 3 条 センターの競争的研究費等を適正に管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者、コンプライアンス推進員及び監事を置く。

- 2 最高管理責任者は、センター全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終的な責任を負うものとし、富山県農林水産総合技術センター所長（以下「センター所長」という。）をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、所長会において統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者からの報告を受けるとともに、コンプライアンスの浸透を図り、実効性のある対策とするため必要に応じて基本方針となる当該規程を見直すものとする。
- 4 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理に

ついてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、企画管理部長（以下「部長」という。）をもって充てる。なお、部長がセンター長と兼務の場合は、企画管理部企画情報課長をもって充てる。（以下、同様）

- 5 コンプライアンス推進責任者は、センター内の各研究所における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、各研究所の所長（以下「所長」という。）をもって充てる。なお、企画管理部においては、各課長をもって充てる。
- 6 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐するとともに、研究所内における競争的研究費等の日常的な運営・管理について管理監督を行うものとし、研究所の副所長をもって充てる。ただし、園芸研究所果樹研究センターにおいては所長をもって充てる。なお、企画管理部においてはこれを設けない。
- 7 コンプライアンス推進員は、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を補佐するとともに、研究所内の各課における競争的研究費等の日常的な運営・管理について管理監督を行うものとし、研究所内の各課長をもって充てる。なお、企画管理部においてはこれを設けない。
- 8 監事は、不正防止に関する内部統括の整備・運営状況についてセンター全体の観点から確認し、意見を述べるものとし、富山県農林水産部農林水産企画課長をもって充てる。
- 9 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。
- 10 上記の各項で定められた責任者については、その責務を十分に果たすものとし、責務が果たされず、その結果不正を招いた場合には、処分の対象となることを認識しなければならない。

（職務権限の明確化）

第4条 競争的研究費等に係る経理については、各競争的研究費等の定めるルール及び富山県会計規則に準拠し、各研究所の副所長及び課長が執行状況を適切に把握するほか、支出・管理の事務手続きは、企画管理部総務課が行う。

- 2 競争的研究費等にかかる事務手続きについては、各競争的研究費等の定めるルールに基づき、各研究所において行うほか、各研究所の求めに応じて企画管理部企画情報課が行う。
- 3 競争的研究費等に係る決裁手続きについては、富山県事務決裁規程に準拠し、適正に行わなければならない。

（関係者の意識向上）

第5条 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員の意識向上のため、コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育等に係る研修会（以下「研修会」という。）を定期的に行う。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、研修会の開催にあたって、受講者名簿（別紙様式1）により受講状況を把握するとともに、受講理解度調査票（別紙様式2）

により受講者の理解度の把握に努めるものとする。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員に対し、コンプライアンスの重要性を理解させたいうえで、自署による「競争的研究費等にかかる誓約書・同意書」（以下「誓約書等」という。）（別紙様式3）の提出を求め、これを保管しなければならない。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

（不正防止計画の策定及び実施）

第6条 最高管理責任者は、競争的研究費等を適正に管理し、不正の発生を防止するための計画（以下「不正防止計画」という。）を策定し、実施しなければならない。

- 2 前項の不正防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 競争的研究費等の適正な執行管理に関する事項
 - (2) 監査体制に関する事項
 - (3) 研究員等関係者の意識向上に関する事項
 - (4) 相談窓口等に関する事項
 - (5) その他不正防止に必要な事項

（不正防止計画の推進）

第7条 最高管理責任者は、自ら所長会等を通じて不正防止計画の進捗管理に努めるとともに、センター全体の不正防止計画の推進のための直属の部署として、不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）を設置する。

- 2 防止計画推進部署は、企画管理部企画情報課とする。
- 3 防止計画推進部署は、不正防止計画を推進するため、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) センター全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認すること
 - (2) 関係部署や内部監査部署と連携し不正防止計画を実施すること
 - (3) その他不正防止計画の推進に必要な事項に関すること

（相談窓口の設置）

第8条 センターにおける競争的研究費等に係る事務処理手続及び使用ルール等に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、センター企画管理部企画情報課に相談窓口を置く。

（検収窓口の設置）

第9条 センターにおける物品等の適正な発注及び納入の適正を確保するため、企画管理部及び各研究所に検収窓口を置く。

(通報窓口の設置)

第 10 条 センターにおける競争的研究費等の不正使用等(その疑いがあるものを含む。)に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口(以下「通報窓口」という。)は、統括管理責任者とする。

- 2 センターは、ホームページ等を通じて通報窓口を公表するものとする。
- 3 最高管理責任者並びに通報窓口は、通報した者を保護するため、通報した者に関する情報を他者に漏らしてはならない。また、通報窓口は、通報した者に対して、通報した者に関する情報が保護されていることを伝えなければならない。
- 4 通報窓口は、競争的研究費等の不正使用等(その疑いがあるものを含む。)に関する通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正使用等にかかる調査)

第 11 条 競争的研究費等の不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が発生した場合は、別に定める富山県農林水産総合技術センターにおける競争的研究費等の不正使用等に関する調査等実施要綱に基づき、必要な調査を行うとともに、富山県農林水産部長へ報告するものとする。

- 2 最高管理責任者、通報窓口及び不正使用等にかかる調査に携わる者は、被告発者を保護する観点から、第 1 項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められない限り、一切の情報を他者に漏らしてはならない。
- 3 富山県の調査の結果、不正使用が認められたときの処分等については、地方自治法及び地方公務員法並びに富山県の条例、規則及び諸規程によるものとする。
- 4 最高管理責任者は、再発防止の観点からセンターにおいて発生した不正結果について、処分内容とあわせて職員に周知するものとする。

(内部監査の実施)

第 12 条 競争的研究費等の適正な執行を確保するため、最高管理責任者が指名するセンターの研究職員及び事務職員による内部監査を実施する。

(モニタリングの実施)

第 13 条 競争的研究費等の適正な執行を確保するため、コンプライアンス推進副責任者及びコンプライアンス推進員は、関係する所属において日常的監視活動(以下、「モニタリング」という。)を実施するものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス推進副責任者及びコンプライアンス推進員からのモニタリングの報告を受け、その結果について、所長会を通じて最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。

(情報の共有とフィードバック)

第 14 条 最高管理責任者は、相談窓口や内部監査、モニタリングの結果からもたらされた情報を共有し、センター全体の共通理解を促進するため、研修会においてフィードバックできるようコンプライアンス推進責任者や防止計画推進部署に指示しなければならない。

(国等研究費配分機関の調査に対する協力)

第 15 条 センターは、競争的研究費等が適切に使用・管理されているかについて、国等研究費配分機関が次の各号に掲げる調査を実施するときは、これに協力しなければならない。

- (1) 履行状況調査（毎年、一定数を抽出）
- (2) 機動調査（履行状況調査以外に、緊急・臨時の案件に機動的に対応）
- (3) フォローアップ調査（履行状況調査、機動調査における改善措置状況をフォローアップし、必要に応じ措置を講じる）
- (4) 特別調査（不正発覚後の状況把握・指導）

第 16 条 この規程に定めるものの他、競争的研究費等の取扱い等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる規則は廃止する。

(1) 富山県林業技術センター競争的研究資金等に関する取扱規程

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 19 日から施行する。

(別紙様式1)

競争的研究費等にかかる

コンプライアンス教育等に係る研修会受講者名簿

開催年月日・時間 年 月 日 : ~ :

開催場所 _____

番号	所属	職名	氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

(別紙様式2)

競争的研究費等にかかるコンプライアンス教育に係る研修会

受講者理解度調査票

開催年月日 年 月 日

所属

氏名

Q 1 本日の研究会の内容は理解できましたか？

- 1 できた
- 2 だいたいできた
- 3 ところどころできなかった
- 4 できなかった

回答

Q 2 上記Q 1において、3又は4と回答した方は、どの部分が理解できませんでしたか？また、何が問題で理解できませんでしたか？

--

Q 3 競争的研究費等にかかるコンプライアンス教育に関して、ご意見がありましたらご記入ください。

--

(別紙様式3)

競争的研究費等にかかる誓約書・同意書

(最高管理責任者)

富山県農林水産総合技術センター所長

○ ○ ○ ○ 殿

年 月 日

氏名 (自署)

私は、競争的研究費等の運営・管理にあたり、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 競争的研究費等に係る法令、国の通達並びに富山県の条例、規則及び諸規程を遵守します。
- 2 研究不正や競争的研究費等の不正使用は行いません。
- 3 規程等に違反して、不正を行った場合は、県や競争的研究費等の配分機関の処分を受けるとともに、法的な責任を負担することに同意します。

以上

(参 考)

「富山県農林水産総合技術センター競争的研究費等に関する取扱規程」
に基づくセンターの責任体系図

